

## 清川村サテライトオフィス募集要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、清川村（以下「村」という。）が所有するサテライトオフィス内の各事務所に民間事業者へ貸し出し、民間事業者が事業所を設置することで、地域経済の活性化や村内への移住定住促進を図ること等を目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間事業者 個人事業主もしくは会社等
- (2) サテライトオフィス 村が民間事業者へ貸し付けるオフィス施設
- (3) 事務所 サテライトオフィス内において民間事業者が賃借することができる各室  
(サテライトオフィスの名称等)

第3条 サテライトオフィスの名称、所在地等は次のとおりとする。

名称	位置	建築年	室数
清川村サテライトオフィス 「むらてらす」	清川村煤ヶ谷1659番地の1	2019年	4室

### (入居者の資格)

第4条 入居者は、次の各号の全ての要件を満たす者でなければならない。

- (1) 経営に必要な資力及び信用を有し、かつ、賃料の支払い能力のある民間事業者
- (2) 村内において事業活動を実施する者
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団の構成員でないこと。

### (入居申込手続き)

第5条 入居を希望する者は、清川村サテライトオフィス入居申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）とともに、事業計画書（様式第2号）を提出しなければならない。

また、法人の場合は、法人登記簿謄本（3カ月以内に取得した原本）、決算書の写し（直近1期分）、法人税納税証明書（直近1期分）、法人事業税及び法人都道府県民税納税証明書（直近1期

分)を、個人の場合は、住民票(3カ月以内に取得した原本)、直近の源泉徴収票又は所得税確定申告書、所得税納税証明書、個人住民税納税証明書を合わせて提出しなければならない。

2 申込書等は、別途村長が指定する期日までに提出しなければならない。ただし、村長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(入居者の決定)

第6条 村長は、前条の規定による申込書等の提出を受けたときは、その内容を審査し、入居者を決定した時は、清川村サテライトオフィス入居決定通知書(様式第3号)により通知する。

(賃貸借契約)

第7条 決定通知の交付を受けた入居者は、別に定める清川村サテライトオフィス賃貸借契約書(以下「契約書」という。)を村長と締結し、事務所を借り受けるものとする。

(賃貸借期間)

第8条 事務所の賃貸借期間は、3年以内とし、前条の規定する契約書において定める。

(賃料)

第9条 賃料は、次に掲げる各室の賃料に前月分の電気代を加算したものとする。

名称	延べ床面積	金額	摘要
1号室	10.69㎡	31,000円	各室の賃料は、前月分の電気料を加算した金額を月額賃料とする。ただし、月額賃料に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。 また、1ヶ月未満の賃料は、当該月の日割計算によるものとし、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
2号室	13.69㎡	36,000円	
3号室	18.80㎡	43,000円	
4号室	24.80㎡	52,000円	

2 入居者は、月額賃料を毎月末日までに村長が発行する納入通知書により納付しなければならない。

3 前項の規定により納めた賃料は、これを返還しない。ただし、天災事変等やむを得ない事由により村長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(敷金)

第10条 入居者は、入居開始前までに、第9条第1項に定める賃料の2か月分を敷金として村長に預け入れなければならない。

(保険の付加)

第11条 村長は、第3条に規定する建物に対し、自己の所有物につき、村の費用負担で損害保険契約を締結し、入居者は、賃借する事務所に対し、入居者の費用負担で借家人賠償責任保険を締結するものとする。

(入居者の遵守事項)

第12条 入居者は、第9条第1項による賃料を納めた後、村長から事務所の鍵を受け取り、事務所を借り受けるものとする。この場合、入居者は、賃貸借期間中、次に掲げる事項及び契約書に規定された事項を遵守しなければならない。

- (1) 申込書に記載した民間事業者以外の者が利用しないこと。
- (2) 火気を取扱わないこと。
- (3) ゴミは、決められた方法に従い排出すること。
- (4) その他、事務所の賃貸借に関し村長が必要と認める事項。

(制限される行為)

第13条 入居者は、事務所の利用に際し、次に掲げる行為及び契約書に規定された行為をしてはならない。

- (1) 麻薬類（興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼす物で、それを濫用することにより、人の健康に被害が生じると認められる、いわゆる「危険ドラッグ」等を含む。）、銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造、保管、又は使用すること。
- (2) 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
- (3) 大音量でテレビ、ステレオ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと。
- (4) 事務所内で物販・サービス業を営むこと。
- (5) 展示会、その他これに類する催しを開催すること。
- (6) 印刷物を貼り付けること。
- (7) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (8) 周辺、近隣の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (9) 事務所に反社会的勢力を出入りさせること。
- (10) 事務所の一部又は全部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
- (11) 建物を害する行為をすること。
- (12) 動物等（鳥類、魚類、両生類、昆虫類を含む。）を飼育すること。
- (13) 建物内で喫煙すること。
- (14) その他管理上支障があると認められる行為をすること。

(事前承諾事項)

第14条 事務所内の改築その他造作設備工事を行う場合は、設計書、仕様書、図面その他の当該工事

の内容がわかる書類を添えて申請し、村長の承諾を受けなければならない。

(登記)

第15条 甲は、乙が事務所の住所及び名称を用いて商業登記等の登記手続、その他の登録手続等をすることを予め承諾するものとし、同手続に係る費用は乙の負担とする。

2 乙は、前項の手続を行った場合、手続完了後速やかに甲にこれを証する書面等を提出するものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附則

この要綱は、平成31年3月28日から施行する。